

第三者評価結果公表基準（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

SK2021279(06-032)

SK2021278(14-002)

S2021107(13-007)

③施設名等

名称：	きらきら星レジデンス
施設長氏名：	竹島正人
定員：	25世帯（暫定定員22世帯）
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	
T E L：	
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	2012/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 照敬会
職員数 常勤職員：	11名
職員数 非常勤職員：	0名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（ウ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	介護福祉士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（オ）	教員免許
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	3名
施設設備の概要（ア）居室数：	25室＋緊急対応室2室
施設設備の概要（イ）設備等：	談話室・心理療法室（相談室）・医務室・静養室・学習室・保育室
施設設備の概要（ウ）：	沐浴室・集会室2室・事務室・宿直室・更衣室・倉庫
施設設備の概要（エ）：	湯沸かし室、便所

④理念・基本方針

きらきら星（星）は「母子」を意味する。母と子がきらきら輝きながら生活できる場、さらに輝きながら巣立って（自立して）いけるように支援を提供する。さらに、全国母子生活支援施設協議会が定める倫理綱領の理念である「私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します」に基づき支援をしていきます。

- ・母親に対し本人と共に具体的な支援計画をたて退所（卒業）に向けての取り組み内容を明確にすることで自立への自覚を促し、退所後の必要な支援につなぐことを意識し支援をしています。
- ・子どもに対しても、本人とともに具体的な支援計画をたて退所（卒業）後の生き方を共に考え、今後の環境の中で様々な人生を選択できる力をつけられるよう、ここで様々な経験ができる機会を与えます。
- ・各家庭の問題に親子で向き合える支援をこころがけます。
- ・プライバシーには十分考慮しながら施設内だけではなく、地域も入居者が輝ける場となるよう取り組みを行っていきます。
- ・清潔で上品な共有部分を提供し、心の豊かさを育むと同時に生活を楽しむ手本を示します。
- ・職員は日頃から入居者と接触する機会を多く持ち、小さな変化にも気付くことでお互いの信頼関係を構築していき、入居者にとって一番身近な相談者として存在します。

⑤施設の特徴的な取組

グループの理念でもある「善いおとな」を目指し、母・子・職員ともに自立した生き方、成長を促せるように総合的な関わりをしています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/12/16	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/24	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度	

⑦総評

◆ 特に評価の高い点

* 利用者に寄り添った支援の実践

理念に「~きらきら星の星（ぼし）は「母子」のこと~お母さんとお子さんがきらきら輝きながら生活できる場、さらに輝きながら巣立って（自立して）いけるように支援を提供します。きらきら輝くお星様のようにきらきらした母子生活を送りましょう！」と明文化している。第三者評価の利用者アンケートに「子どもと笑いあっていて、心から笑いを取り戻すことが出来た」「一人じゃないと思えてとても心強く感じています」等、母親のコメントが記載されている。理念に基づいて利用者に寄り添う温かい支援が提供されている。

* 働きやすい職場づくりへの取組

施設長は、何事も相談でき、話しやすい職場づくりを目指し、コミュニケーション環境を大切にしたいとしている。有給休暇の取得を推奨し、職員から「休暇が取りやすく、話しやすくて相談できる場所」との声もあり、ワーク・ライフ・バランスへの配慮が見られる。法人主催で全職員を対象とした食事つきの「感謝祭」も毎年開催され、福利厚生も充実している。

* 支援についての標準的な実施方法の文書化と見直しする仕組みの確立

生活支援業務、入居・退去業務、保育業務、電気・居室点検等の管理業務、学童支援業務等について「きらきら星レジデンス手順書」が作成されている。マニュアルの改訂日、重要度のランク、実施時の留意点等を表示し、職員の理解を図り、サービスの質の確保に向けて取り組んでいる。

* 入所初期の生活や精神的な安定に向けた支援

入所直後は、母子が安心してゆっくりと眠り、休養がとれるように配慮して温かく迎え入れ、入居日から生活に困らないように歯ブラシ・タオル・シャンプー・お箸などの生活必需品を「ウェルカムセット」として提供している。2DKの明るく清潔な居室が用意され、プライバシーも確保されており、家具等の貸出も充実している。経済的な安定のため、適切な家計管理、貯蓄のための支援も行っている。

◆ 改善を求められる点

* 具体的な事業計画の策定

中長期計画には、将来像を踏まえた組織体制や設備の整備、人材確保等についての具体的な計画と収支計画の文書化が見られなかった。また、単年度事業計画に示されている支援目標は、数値目標や具体的な成果の設定が十分とはいえない。具体的な目標を設定し、定期的な評価・見直しを行うとともに職員への周知が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を通じて、私たちの取り組みやサービスがどのように受け止められているのかを知ることができ、大変貴重な機会となりました。

評価結果を拝見し、私たちの施設が提供する支援の質や居住環境について高く評価していただいたことに、心から感謝申し上げます。特に、スタッフの対応や支援プログラムに対する母親たちの満足度が高いとの評価は、私たちの努力が実を結んでいることを示しており、大変嬉しく思っております。

一方で、いくつかの改善点も指摘されました。特に、自立支援プログラムの多様性や支援の継続性とアフターケア体制についてのご意見は、今後の重要な課題として受けとめています。私たちは、参加者のニーズに応じたプログラムの充実を図り、より効果的な支援を提供できるよう努めてまいります。

今後も、地域の皆様や関係機関と連携しながら、母子家庭の自立支援に向けた取り組みを一層強化していく所存です。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設の理念を「～きらきら星の星（ぼし）は「母子」のこと～お母さんとお子さんがきらきら輝きながら生活できる場、さらに輝きながら巣立って（自立して）いけるように支援を提供します。きらきら輝くお星様のようにきらきらした母子生活を送りましょう！」と明文化している。</p> <p>理念の実現に向け、全国母子生活支援施設協議会作成の「倫理綱領」を基本方針とし、職員の行動規範としている。</p> <p>理念は職員の入職時に説明するとともに、単年度の事業計画に記載して周知を図っている。</p> <p>利用者には「入所のしおり」の表紙に記載し、入所時に説明・周知している。</p> <p>また、施設内の掲示板にも掲示して、利用者や職員等に施設の考え方を示している。</p> <p>第三者評価の利用者アンケートに「子どもと笑い合っていて、心から笑いを取り戻すことができた」「一人じゃないと思えてとても心強く感じてます」などの声が寄せられており、理念に基づいて利用者に寄り添った支援が行われていることを確認することができる。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>社会福祉事業全体の動向については、全国母子支援施設協議会や県養護施設協議会等から提供される情報や施設長会議、研修会に参加し、国や県の動き、事業を取り巻く環境の把握に努めている。</p> <p>また、地域の要保護児童対策地域協議会や子育てネットワーク会議に参加し、地域における福祉ニーズ、特徴、変化等を把握・分析している。</p> <p>毎月、収入状況や利用者数、経費等を分析し、書面で残している。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設では利用者の減少により定員が25世帯から暫定定員22世帯になったことに伴い、入所者の確保を最大の経営課題として捉え、法人の役員間でも共有している。</p> <p>入所者の確保に向け、措置機関に、施設が行っている支援内容等を周知するため、リニューアルしたパンフレットや、広報誌「きらきら通信」を中国、九州地方の福祉事務所に送付する活動を実施している。</p> <p>また、個別対応職員の配置や熊本市の親子支援事業を導入して収入の確保に努めている。</p> <p>施設の特性に伴い、被虐待者等への支援の質を向上するため、研修の実施に積極的に取り組んでいる。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設の中・長期計画について、全体テーマを「きらきら輝く未来のために縁をつなぐ」としている。計画は10年後の姿、5年後の姿、1年後の姿（今年度の目標）、今年度の行動指針、目標達成のための具体的な行動等を策定している。</p> <p>しかし、組織体制や施設設備、人材育成・確保等の具体的な計画と収支計画の文書化は見られなかった。</p> <p>施設の将来像を踏まえた中・長期的なビジョンの達成に向け、具体的な中・長期計画と収支計画の策定が望まれる。</p>		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】 単年度の事業計画は、年間事業計画として「事業目標」「入居者処遇・基本理念」「年間行事計画」等から構成され、策定されている。 計画には「入居者処遇・基本理念」として7項目を掲げている。 しかし、単年度事業計画に示されている支援目標は、数値目標や具体的な成果の設定が十分ではないように見られた。今後は、組織体制や人材育成等の計画を含めて具体的な中・長期計画を策定し、単年度事業計画に反映させることを期待したい。</p>		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>【コメント】 全職員が参加し、施設の強み・弱みを分析するSWOT分析を行い、法人内で実施される「事業計画発表会」で結果を発表している。 単年度の事業計画は10年後の姿、5年後の姿を念頭に今年度の計画を施設長が策定しているが、SWOT分析の結果作成された「目標達成のための具体的行動」と「令和6年度きらきら星レジデンス事業計画」との関連性が見えにくいと思われる。 年間の行事計画は職員の意見の集約・反映のもとに策定されている。 事業計画の評価・見直し等は十分ではないように見られた。</p>		
②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】 事業計画のうち母親と子どもの生活に関係する行事等は、定例会などを通して説明・周知している。行事については、施設掲示板に掲示するとともに、案内のチラシを個別に配布し、周知している。 今後は、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなど、工夫して周知することを期待したい。</p>		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>【コメント】 支援の質の向上に向けて職員会議等の場で課題を協議・検討して母親と子どもの対応に反映させている。 また、手順書やマニュアルを整備して職員間で共有し、支援の質の向上に努めている。 毎年、評価基準に基づき自己評価を実施しているが、結果の分析や、課題の共有までには至っていないように見られた。また、年に1回、全職員は、人権擁護のためのセルフチェックを行い、職員それぞれの支援を振り返っている。 今後は自己評価等から把握した課題の改善に向けてPDCAサイクルに基づく組織的な取組が行われることを期待したい。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>【コメント】 第三者評価受審や自己評価、人権擁護のためのセルフチェックを定期的実施し、支援の質の向上に努めている。 しかし、自己評価や人権擁護のためのセルフチェックにより把握された課題について、計画的な改善策の実施には至っていないように見られた。 今後は、明らかになった課題を文書化し、職員間で共有して改善に向けた取組を行うことが望まれる。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 2025年1月に就任した施設長は、コミュニケーションを大切に、職員との個別対話を積極的に行い、風通しが良く働きやすい職場づくりを行い信頼関係を構築したいとしている。 施設長の役割と責任、職務内容は運営規程、「きらきら星レジデンス機構及び職務分担」に明文化されている。 施設長不在時は、基幹的職員が代行することとしている。 しかし、文書化したものは見られず、施設長不在時の権限委任等を文書化し、職員に周知することが望まれる。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 施設長は全国母子生活支援施設協議会や県養護施設協議会等から提供される遵守すべき法令や制度改正等の内容を把握し、理解に取り組んでいる。 法令や制度改正等に関する資料は事務室に備え、職員がいつでも閲覧できるようにしている。 職員に倫理綱領を配布し、職員会議の開始前に全員で読み合わせを行い、法令遵守について確認している。 また、虐待等の報道に接した場合は、朝礼等で情報提供し、虐待防止等の注意喚起を行い、人権擁護に関する職員の意識が深まるよう努めている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 施設長は玄関を出入りする母親や子どもに対し、気軽に声をかけ、様子や行動を見守り、母親や子どもの様子が気になるときは担当職員に伝え、助言やアドバイスを行うとしている。 子どもに困りごとがあった際は「SOSが出せるように」と、子どもとの信頼関係づくりに努め、支援するとしている。 施設長は支援の質の向上の為に、職員の専門性の更なる向上が必要として研修の実施に積極的に取り組みたいとし、法人内の他施設の専門職や、外部の講師を招いて研修会等を実施している。 施設長は2025年1月就任後、個々の課題に真摯に取り組み、支援の質の向上等に意欲を持って取り組んでいる。 今後のリーダーシップの発揮が期待される。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 経営状況に関しては、毎月、収入状況や利用者数、経費等財務に関するデータを分析し、法人の経営会議で報告している。業務の実効性を高める取組として、各種の手順書やマニュアルを整備し、職員が業務に活用できるようにしている。 また、業務の効率化に資するため、利用者の自立支援計画やケース記録、職員会議等、各種の記録内容はパソコンで管理し、職員はいつでも必要な情報にアクセスし、共有できる体制が構築されている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 法人の方針の一つに「自分たちの仲間は自分たちで増やそう」という考えがあり、「リクルーティングプロジェクト」のもと職員による紹介で採用されるケースもある。 現在、必要な人員は確保されているが、現職員の年齢構成や退職時期等を考慮し、将来の人員体制を視野に入れた計画の策定が望まれる。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】 職員の採用・配置・昇進・昇格に関する人事基準は法人の就業規則、給与規程に明文化されている。 人事評価については、4段階の判断基準を示した「ハピネスリーダーへの道」を用いて職員が自己評価を行い、施設長が個別面接して評価し、評価結果にコメントを付けて職員にフィードバックする仕組みとなっている。 評価は年2回行われ、人事考課に繋げている。 今後は、施設の理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」明確に示し、職員自らが将来像を描くことができるような仕組みができることを期待したい。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 年次有給休暇の取得状況や時間外労働等の労務に関するデータ等の就業状況は職員別に把握しており、年次有給休暇の取得を勧めている。 施設長は職員とのコミュニケーションを大切にしており、何事も相談でき、話しやすい職場づくりを目指しており、1日1回は挨拶を含め、職員への声かけを行っている。 「IDOBATA会議」という名称の職員同士の話し合いの場を随時設け、話し合った内容は法人主催の報告会で発表している。 職員から休暇が取りやすく、話しやすくて相談できる働きやすい職場との声も聞かれ、ワーク・ライフ・バランスへの配慮が見られる。 福利厚生として職員にインフルエンザの予防接種の費用を全額補助している。 また、法人主催で全職員を対象とした食事付きの「感謝祭」が毎年開催されている。 職員の困りごとや悩みごとの相談窓口が法人内に設置されている。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>【コメント】 人事評価で用いる「ハピネスリーダーへの道」の評価結果を職員にフィードバックすることで、職員が自らの課題に気づき、成長へ繋がれるように一人ひとりの育成に向けた取組が行われている。 施設では虐待防止や子どもアドボカシー、感染症対策などテーマ別の研修を毎月開催するとともに、外部研修への職員参加を推奨し、スキルの向上を図り、育成に取り組んでいる。 しかし、具体的な目標設定による育成には至っていないように見られた。 今後は、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理制度の導入が望まれる。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>【コメント】 施設では職員が協議して研修内容やカリキュラムを決定し、年間研修計画を策定して研修を実施している。 また、外部研修への受講を積極的に勧め、経験年数や職種、知識とスキルの習熟度に応じて全国母子生活支援施設協議会や熊本県養護施設協議会が開催する研修会等への参加を促し、育成に努めている。 また、「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」の職員向け研修の受講を促し、子どもへの暴力防止について学ぶ機会を確保している。 令和6年度から他の母子生活支援施設との交流を行い、支援方法等について情報交換等を行い、相互研鑽の場としている。 職員の教育・研修に関しては、施設としての基本方針を明確にして研修計画を策定すると、更に良いと思われる。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】 定期的に内部研修を実施するとともに、外部研修の情報提供を行い、研修への参加を希望する職員には、研修の費用等予算面での補助や勤務面での調整を行い、研修の機会を確保している。 外部研修の受講者は研修報告書を作成して職員会議の場で報告し、学んだ内容を再確認するとともに、他の職員とも知識や情報を共有している。 職員個々の研修履歴や専門資格の取得状況を把握し、一人ひとりの研修の機会の確保に取り組んでいる。</p>		

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>福祉人材の研修・育成に関し、指導者研修に職員が参加しており、実習の意義等を明文化したマニュアルを作成している。マニュアルに沿って尚絅大学短期大学部や、熊本学園大学、大原学園等の養成校から実習生を積極的に受入れている。</p> <p>実習生にはオリエンテーションを行い、施設の概要や守秘義務、体調管理等について説明し、個人情報保護に関する誓約書の提出を求めている。</p> <p>実習に際して、学校側と連携して実習プログラムを用意し、効果的な研修・育成となるよう取り組んでいる。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「きらきら星レジデンスのご紹介」として施設の存在意義や役割を記載したパンフレットを作成して、支援内容等を公開している。</p> <p>しかし、ホームページ等の活用により、施設の支援内容や事業計画、事業報告、予算、決算等の情報公開はされておらず、公開に向けての検討を期待したい。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>法人の経理規程等に経理、取引等に関するルール、権限と責任の範囲が定められている。</p> <p>会計事務処理に関しては、複数の職員によるチェックが行われ、会計事務の適正化に努めている。</p> <p>半年に1回職員代表による内部監査が行われ、法人の監事による監査も行われている。</p> <p>また、毎月、外部の会計事務所による予算の執行状況について確認が行われ、会計事務の適正化が図られている。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>地域との関わり方については、令和6年度事業計画の事業目的に、「利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的とする。」と明示している。関係機関や地域団体とネットワークを形成し、母親、子どもと地域との交流を広げる取組を行っている。町内の夏祭り、餅つき大会への参加等、当該地域校区ネットワークの一員としての活動、江津湖への遠足や立田山公園での野外活動など地域における社会資源の利用など子どもとともに母親も楽しめる企画が実施されている。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ボランティア等の受入れについて、ボランティア受入れマニュアルが整備されている。申込手続、登録票の作成、ボランティア活動に関する留意点、注意事項を明示し基本姿勢は確立している。</p> <p>コロナ禍以降は施設の特徴を考慮して積極的なボランティア受入れは行っていない。子どもの活動を広げるための新たなボランティアの開拓も期待したい。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>医療機関・行政・警察・団体等、地域の必要な関係機関のリストを作成している。全国母子生活支援施設協議会、熊本県養護施設協議会や地域の子育てネットワーク会議に参加し、関係機関との情報交換や支援内容の協議を行うなど連携とネットワークを有効に活用している。</p> <p>地域の子ども食堂から入居者への食材の提供や学校給食がない日は弁当の配布などの支援が行われている。</p>		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 熊本県養護施設協議会、当該地域校区子育てネットワーク会議に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域住民から相談等の依頼があるときには対応している。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 各地域の要保護児童対策協議会、子育てネットワーク会議に出席し、母子生活支援施設の現状と課題について講演を行うなど、地域の人々の福祉施設等への理解の促進を図る取組を行っている。 また、尚綱大学短期大学部の学生や小学校の教師等からも母子生活支援施設における取組について、講義の依頼を受けることもある。民生委員の見学会にも応じ、施設が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組を行っている。施設卒業後の不登校生を支援し、学習支援も行っている。		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 きらきら星レジデンスの「入居者処遇・基本理念」として「母子がきらきら輝きながら生活できる場、さらに輝きながら巣立っていくように支援を提供します」と明示している。母親と子どもを尊重した支援の実施手順が作成されている。職員は、「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を受講している。また、人権擁護のためのチェックリストの実施、研修会等への参加で母親と子どもの尊重について理解を深め日々の支援に取り組んでいる。全国母子生活支援施設協議会制定の「倫理綱領」が施設内に掲示され職員への周知が図られている。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
【コメント】 「入居者処遇・基本理念」の一つに「プライバシーには十分に考慮しながら施設内だけでなく、地域も入居者が輝ける場となるように取り組みを行う。」と明記している。母親と子どものプライバシー保護についてマニュアルを整備しプライバシーに配慮した支援が行われている。プライバシー保護に関する承諾書を受領し支援内容に関しては、十分説明を行い、居室に立ち入る場合は事前に伝え同意を得た上で入室するとしている。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 「きらきら星レジデンス入所者のしおり」を作成し、理念、総則、各種支援の内容、意見等解決制度について紹介している。特に子どもの成長に沿って「きらきら星レジデンス子ども会幼稚部のしおり」「きらきら星レジデンス子ども会初等中等高等部のしおり」を整備し、読みやすい字体、言葉遣い、図、絵の挿入等で、誰にでもわかりやすいように工夫している。施設の紹介は、写真を多く掲載して居室の間取り、様々な設備、共用スペースやイベント、活動等が掲載されている。母親と子どもに対して丁寧に情報を提供している。		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
【コメント】 支援の開始において「きらきら星レジデンス入所者のしおり」に基づき、施設内での生活のルールや支援内容について、留意点は朱書きして母親と子どもに分かり易いように工夫している。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 措置変更、解除に関しては、措置元との面談、退所後の関係機関との情報共有、ケース会議などの連携で著しい変更や不利益が生じないように配慮している。退所後はSNSを活用してコミュニケーションをとったり、小学生以上には職員の名刺を渡して、卒園後も施設に相談できることを伝え、支援の継続性に配慮した対応を行っている。		

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>年間行事が計画され、春は「学童交流遠足、母の日カレー」 夏は「夏祭り、流しそうめん、学童キャンプ」秋は「芋ほり体験、親子でお出かけ、ハロウィン祭り」 冬は「クリスマス会、豆まき大会、凧あげ」など、子どもだけでなく母親も楽しめる豊かな生活体験の取組を行っている。母親と子どもとの個別の面談は定期的に年に4回実施している。更に、子どもについては日常のコミュニケーションを通して状態の把握に努めている。今回の第三者評価の利用者アンケートには、「施設の生活環境は暮らしやすい」「職員が大切に接してくれる」「困った時に相談できる」「落ち着いて暮らせる」などのコメントが記載されており、母親と子どもの満足度が感じられる。今後は、母親と子どもの意見を把握するため、アンケートの実施も期待したい。</p>		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <p>苦情解決の仕組みは「意見等解決制度について」として、「入所者のしおり」に明記している。苦情解決責任者を施設長、苦情担当者2名、第三者委員2名を設置している。「意見箱」を玄関の分かりやすい場所に設置して、いつでも意見や苦情を申し出ることが出来るように配慮している。苦情対応マニュアルを整備し、苦情・要望受付票には、申立者・要旨・事実確認・対応説明・改善再発防止策が記録されている。主に要望が出されている。</p>		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p>【コメント】</p> <p>令和6年度事業計画に「入所者処遇・基本理念」として「職員は日頃から入居者と接触する機会を多く持ち、小さな変化にも気付くことでお互いの信頼関係を構築していき、入居者にとって一番身近な相談者として存在する。」とし、担当職員だけでなく、複数の職員が支援にかかわり、言いやすい職員に話せる環境を作っている。職員は日頃から子どもと母親とのコミュニケーションを大切に笑顔での声掛けや挨拶を心掛けている。プライバシーに配慮して相談室を整備し、母親と子どもが自由に意見を表明できる様に環境を整えている。</p>		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「意見箱」を施設の玄関口に設置している。苦情や要望に関しては、苦情受付対応手順に基づき対応している。入居者からの相談や意見は直接、口頭で伝えられることが多い。相談や意見の聞き取りには、二人以上の職員で対応することとし、母親と子どものプライバシーに配慮して相談室や集会室を使用して、手順に沿って組織的に取り組むことにしている。検討に時間がかかる場合は、その旨伝えている。</p>		
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>想定し得るリスクを未然に防いだり、被害を最小限にとどめるための取組を仕組み化したプロジェクトが「BCP報告会」として 法人全体で取り組まれている。施設長はリスクマネジメント責任者として月1回のBCP報告会に出席し、ヒヤリハット事例やインシデント報告を行っている。当施設ではインシデント報告に比べてヒヤリハット事例の収集が少ないように思われた。ヒヤリハットは、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれることから、収集への積極的な取組を期待したい。事故発生時の対応と安全確保については、業務手順を明確にして職員に周知している。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>感染症・食中毒予防と発生時等の対応が業務手順として整備されている。定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会を開催している。新型コロナウイルス発生時は予防策・発生時の対応策のマニュアルが作成され具体的にきめ細かな支援の方法が記載されている。入居者に手洗い・うがい、マスク着用の声掛け、手指消毒の徹底、共用部分の換気、消毒液の設置など感染症の予防策が適切に講じられている。</p>		

③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a
【コメント】 BCP計画に基づき、災害対策及び安全管理のマニュアルが作成されている。通報・消火・避難訓練実施手順は、フローチャートで示し、全体像を把握するツールとなっている。毎月防災訓練を実施し、地震、豪雨、火事等の災害に対して母親と子どもの安全確保のための取組が組織的に行われている。災害に備えて、飲料水・食糧・消耗品等が備蓄され備蓄リストも整備されている。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されてい る。	a
【コメント】 「きらきら星レジデンス手順書」が作成され、生活支援業務、入居・退居業務、保育業務、電気・居室点検等の管理業務、学童支援業務、日々の業務の実施方法が項目ごとに文書化されている。マニュアルの改定日、重要度のランク、実施時の留意点は赤色で表示し、職員の理解を図るための工夫が見られる。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 法人全体として「どんと来い！プロジェクト」会議が毎月開催されている。項目の一つにマニュアル類の整備と更新のチェックも含まれている。法改正や支援の内容等に疑義が生じた際は、その都度、検証し見直すこととしている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定して いる。	a
【コメント】 入所時に母子支援員が面談しアセスメントシートに基づき、母親と子供一人ひとりから見えてきた課題やニーズを把握して自立支援計画を作成し、全職員で検討して策定している。自立支援計画書には、本人の現状・目標達成のための必要なこと・具体的支援が明示されている。入居者は「私の計画」を提出している。自立支援計画策定の責任者は基幹的職員としている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 自立支援計画の評価・見直しは、業務マニュアルに基づき、入所後3カ月で見直し、その後定期的に6カ月毎に見直しが行われている。担当スタッフが定期的に面談し、母親と子どもを取り巻く環境に変化が生じた場合は、随時、自立支援計画の評価・見直しを行うとしている。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職 員間で共有化されている。	a
【コメント】 パソコン内のネットワークシステムで記録を保管し、情報を回覧するなど、職員間の情報共有が図られている。母親と子ども一人ひとりに対する支援状況は、施設の規定に従って統一された方法で記録されている。記録内容や書き方に差異が生じないように記載については施設長が指導するとしている。		
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 「個人情報保護方針」及び「個人情報の利用の目的」を整備し、施設内の掲示板に掲示して、利用者及び職員に周知している。個人情報に関する職員研修が実施され、職員会議では随時注意喚起が行われている。運営規程に「秘密の保持」として「業務上知り得た個人情報並びに秘密事項については、同意がある場合に限り、第三者に開示するもの」として明記している。しかし、記録の保管、保存と廃棄に関する規定は確認できなかった。記録の管理体制についての整備が求められる。		

内容評価基準（25項目）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>【コメント】 全職員は、毎年、全国保育士会で作成された「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使用して母親と子どもにかかわる際の対応について振り返りを行っている。施設では、毎年、職員、母親、子どもが、それぞれを対象とした「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を受講することとし、権利養護と権利侵害について学ぶ機会を確保している。母と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等の整備は見られず、今後、整備することが望まれる。</p>		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p>【コメント】 入居者の居室へは、全ての職員が二人以上で入出することとしている。また、保育室や学習室には防犯カメラを設置している。不適切なかかわりが起きた際は、速やかに法人本部に報告し、事実確認後、弁護士や社会保険労務士等を含めて検討し、本人による弁明の内容を確認後、適正に処分することとなっている。これまで、本施設では職員による不適切なかかわりの事例は発生していない。 不適切なかかわりがあった場合の対応体制について、マニュアルを整備し、就業規則等の規程に暴力の禁止や権利侵害の防止について記載することの検討を期待したい。</p>		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p>【コメント】 毎年、母親や子どもに「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」の受講を促し、暴力や脅かし等の不適切な行為を行わないよう取り組んでいる。職員は、毎日、少なくとも一回は入居者の顔を見て言葉をかけ、様子を伺うよう心がけている。また、少年指導員は、学習室での子どもとの会話や、様子などから、訴えやサインを見逃さないよう努めている。職員は、母親の子どもへの言葉遣いが気になる時は、子どもが受け入れやすいような言葉の言いかえなどをアドバイスし、母子が良好な関係を保てるように支援している。</p>		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 職員は、出来るだけ毎日1回は母親の顔を見て声掛けし、様子を伺うように努めている。居室から大声が聞こえてきた際は、「何か手伝うことがありますか？」等声掛けしたり、内線で確認して状況把握に取り組んでいる。学習室の掲示板には「いやなことをいわれたら、いやだからやめてって言いましょう。やめてくれないときは、ぜったいおとなにはなしてね」と表記し、子どもに訴えることを促している。母子ともに「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」の受講を通して不適切なかかわりをとまわらない良好な親子関係となるよう支援している。</p>		
(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
①	A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】 全ての子どもは、子ども会の幼稚部・初等部・中高等部のいずれかに所属することになっている。子どもは、学習や遊び、門限などの決まりを守ること、自由で安心な環境の中で暮らしている。行事等は、出来るだけ子どもたちの希望を取り入れたいとしている。子どもや母親が自主的・主体的に活動する自治会は設置されていない。 子どもの自立性、責任感などが育つように、子どもの自治会設置の検討も期待したい。</p>		
(4) 主体性を尊重した日常生活		
①	A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p>【コメント】 母親に、施設退所後、地域でどのような生活をイメージするのか聞いて思いや意向を把握し、そのために必要なことなどを話し合い、職員が選択肢等を示しながら主体的な行動が起き、目標に向けて少しずつステップアップできるように支援している。 入所後のアセスメント等で、できる事、強み等を把握し、頑張る姿を認め、自己肯定感が回復できるように支援している。</p>		

②	A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p>【コメント】 春の交流会、お母さんありがとうの会、クッキーづくり、七夕、サマーキャンプ、野外活動等々、毎月、母子の繋がりや、季節行事を楽しむプログラムが沢山行われている。 母親も子どもと一緒に安心してゆっくり参加できるように、保育などのサポートも充実している。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>【コメント】 退所後も電話や来所で施設に相談できること、希望者はSNSでつながり連絡をとることができること等を伝えている。 退所した後、不登校になった子どもに「きらきらスタディ」と称して学習室を開放し、居場所を作って支援している。 退所した子どもが、保育士になるための実習を依頼して来たり、高校合格の報告に来るなど、成長した子どもたちとの交流もある。 退所後の支援計画は作成されていないが、必要に応じて退所後も支援を行っている。退所後の支援計画を作成し、計画に沿った支援が提供されると更に良いと思われる。</p>		

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p>【コメント】 担当の母子支援員がアセスメントを実施し、母親と子ども、それぞれの課題の把握を行い、それぞれのニーズに応じた自立支援計画、学童支援監察計画表を作成し支援している。職員は、母子の様子で気づいたこと、気になること等は、「ひとコマ」と称したパソコン内の共有ページにコメントを残し、全ての職員が情報を共有して支援に役立っている。2カ月に1回程度、母親と面接を行い受容的な姿勢で支援している。</p>		
(2) 入所初期の支援		
①	A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p>【コメント】 入所直後は、母子が安心してゆっくりと眠り休養がとれるように配慮して温かく迎え入れ、入所後約1週間程度のスケジュールと必要な情報を伝えている。入居日は、歯ブラシ・タオル・シャンプー・お箸等セットにした「ウェルカムセット」を準備し、その日からの生活に困らないように配慮している。2DKの明るく清潔な居室が用意され、プライバシーも確保されている。生活用具・家具の貸し出しも充実している。</p>		
(3) 母親への日常生活支援		
①	A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p>【コメント】 2カ月に1度、職員による居室点検を行うことが入所時に説明されている。職員は室内の清掃や衛生面の状況を把握し、必要に応じてアドバイスを行い支援している。少年指導員は、子どもとゲームや会話をしながら家庭での食生活の様子・メニューなどを推測し、料理が苦手と思われる母親には料理教室を開いて支援している。経済的な安定や退去時にかかる費用等を想定し、貯蓄に向けたアドバイスや、適切な家計管理のために家計簿チェック等も行って生活に必要な支援を行っている。</p>		
②	A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p>【コメント】 母親の状況に応じ、買い物同行や保育園送迎等を行い、車中での何気ない会話から聞こえてくる不安や子育ての悩みなどを把握して、必要に応じて保育所につないだり、預かり保育等で支援している。 子どもの顔にキズがあるなど、明らかに虐待が疑われる場合は、児童相談所と連携して適切な対応をとることとしている。 母親の子どもに対する声掛けや言葉遣い等で、子どもへの配慮が感じられた時は、「よく頑張ってますね」と肯定し、子どもと適切なかわりができるように支援している。</p>		

③	A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、「おはようございます」「行ってらっしゃい」「お帰りなさい。お疲れ様」等、入居者への毎日の声掛けを心がけ、母親を見守り繋がっていること、支援していることを実感してもらえよう努めている。</p> <p>対人関係が苦手な母親には、職員が行う小さなグループの料理教室への参加を促し、少人数で関わることから始めている。施設内で行う夏祭りの準備には、母親たちに手伝いをお願いし対人関係を築くための支援を行っている。社会との関係や、対人関係で生じるストレス等の軽減を図るための心理療法の提供は今後の課題と思われる。</p>		
(4) 子どもへの支援		
①	A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>小学生は、学校から帰ったら毎日少年指導員の見守る学習室で宿題をし、そのあとゲームや中庭での外遊びなどして自由に過ごしている。母親の状況や、特別な配慮が必要な子どものニーズに応じて職員が登校支援なども行っている。母親の状況に応じて、未就学児の預かり保育も行い子どもの育ちを保障するための支援を行っている。</p>		
②	A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもは、毎日、学習室で宿題を行うこと、夏休みなどは、毎朝10時まで自室で勉強するようにルール化し、学習習慣、学習への動機づけを図っている。大学進学を希望する高校生には、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用支援を行っている。今後、学習ボランティアの再開も期待したい。</p>		
③	A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員はいつも子どもに笑顔であいさつし、声掛け、ほめる、耳を傾けるなどを心がけ、悪意や暴力のない大人のモデルとなるよう努めている。子ども同士が遊んでいるときはそっと見守り、ケンカの声が聞こえたら見に行く、子どもの質問には、会話しながら一緒に考えるなどの姿勢で、子どもが心地よく過ごせるように努めている。今後、「子どもアドボカシー」を取り入れる予定であり、専門的なプログラムに基づいた支援の充実が期待出来る。</p>		
④	A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>2024年度の内部研修では、「生と性について」職員が参加した外部研修の内容を報告し、全職員で共有している。職員が性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えられるよう必要に応じて外部講師を招くなどして、職員教育の充実が望まれる。</p>		
(5) DV被害からの回避・回復		
①	A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p>【コメント】</p> <p>夜間、電話等で問い合わせがあった場合は、女性相談センター等の受付機関へ繋いでいる。緊急入居者のために、入居直後から生活ができるように生活用品を備えた部屋を準備している。</p> <p>これまで夜間の緊急一時保護の依頼はない。</p>		
②	A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>アセスメントから得られたニーズに応じて、DV被害者の母親と面前でDVに接してきた子どもに安心・安全な環境で生活できるように環境を整備し、保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について情報提供を行うとともに、弁護士との紹介、法的手続きのための同行等を行い適切に支援している。</p>		
③	A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、DVの被害を受けてきた母親が、これまで抑圧してきた自分の思いや意見を少しずつでも言葉で表現できるように意識して会話することにしていく。自分の意向等を表現できたときは、DVからの脱出が少しずつ進んでいることを認めることで、自己肯定感の回復に繋げるように支援している。</p> <p>必要に応じて外部のカウンセラーや児童相談所の心理司等の支援も得ている。心理療法担当職員の配置が望まれる。</p>		

(6) 子どもの虐待状況への対応		
①	A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、毎年「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を受講し、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルとしての意識を持ち、虐待からの回復支援に取り組んでいる。必要に応じ外部のカウンセリングや児童相談所の心理司と連携して支援している。</p> <p>被虐待児に対する支援の専門性を高めるために職員研修の充実と、心理療法担当職員の配置を期待したい。</p>		
(7) 家族関係への支援		
①	A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>親と子どものコミュニケーションがうまく取れず、感情的になり、親子喧嘩となる場合は、職員は、子どもと時間をかけてゆっくり話し、子どもの気持ちを把握したうえで、母親に対して言葉の使い方、ことばの言い換えなど、子どもに分かりやすく、理解しやすい表現のアドバイスを行うなどして、母親と子どもの家族関係調整に取り組んでいる。</p>		
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
①	A23 障がいや精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p>【コメント】</p> <p>外国人の母親へは、状況に応じて必要な法的書類の読み書きや、学校の手続き、就労のための手続きなど、公的機関と連携して丁寧に支援している。障がいや精神疾患などがある母親と子どもに対しては、必要に応じて通院同行、服薬管理等も行っている。</p>		
(9) 就労支援		
①	A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>母親の意向やアセスメントを参考に、個々に応じた就労のため行政の就労ワーカーやハローワークなどと連携して支援している。就労経験がない母親、障害のある母親などニーズに応じて職業訓練や資格取得の為の情報を提供している。就職面接等が苦手な母親には、職員が同行したり、障がい者就業・生活支援センターの協力を得て支援している。母親が安心して就労できるように補完保育、病後児保育、学童の学習会などを行って支援している。</p>		
②	A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、日頃から母子への声掛けを心がけ、様子を見守り、変化に気づくように努めている。仕事が辛い、苦手等の声が聞こえてきたら状況を聞いて一緒に改善の方法を探るなどして支援している。外国人の母親の場合は、日本語の書類などの読み書きで手助けするなどして、就労継続の支援に取り組んでいる。</p>		